

令和3年9月7日

各加盟団体長 御中

(一財)長崎県剣道連盟

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および
剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り消し返金について

標記に関する全剣連からの通知を下記ご連絡致します。

『標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年11月の愛知県・東京都で実施いたします剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り消し返金の申し出については下記の期日までといたします。』

記

変更を認める者

- 1 令和3年11月実施の剣道七段・六段審査会（愛知県・東京都）に申込みをしている者。
- 2 書面またはFAX（様式自由）により、七段及び六段の変更通知を 10月25日（月）までに長崎県剣道連盟に届けた者。

返金受付期日

- 1 剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、書面またはFAX（様式自由）により、返金申し出を 11月1日（月）までに、長崎県剣道連盟に届けた者。
- 2 剣道八段・七段・六段審査会（東京都）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、書面またはFAX（様式自由）により、返金申し出を 11月8日（月）までに長崎県剣道連盟に届けた者。

※ 変更及び返金申請は、県剣連から所定様式により行います。

期限を過ぎると変更・返金の受付は出来ませんので、厳守頂くようお願い致します。

以上